

『十誦律』の訳出

——とくにその歴史的意義について——

佐藤 心岳

中国の仏教が漢訳仏典にもとづいて大きな発展を遂げたことは、周知の事実である。仏典の漢訳は、最初のころは主として外国僧自身の選択によつて適宜におこなわれていたが、しかし、それは、のちになると、かなり中国僧自身の要望に答えておこなわれるようになった。その実例のひとつが『十誦律』の訳出である。それゆえに、ここでは、まず『十誦律』が訳出された当時の長安の仏教界における仏典の翻訳活動の実情について言及し、ついで『十誦律』の訳出の経緯について述べて、さらにその訳出の歴史的意義について検討を加えてみようとおもう。

姚興の統治下にあつた後秦の都長安においては、仏典の翻訳活動がひじょうに盛んにおこなわれていた。弘始三年(四〇二)に長安にやつてきた中央アジア出身の大乗仏教学者クマーラジーヴァは、大乗中観系の仏典を訳出した。律に関しては、ブンヤタラとダルマルチがクマーラジーヴァとともに

『十誦律』を訳出し、ブツダヤシャスが『四分律』を訳出した。禅に関しては、従来の小乗禅のほかに、大乗の禅経がクマーラジーヴァによつて訳出され、禅道修行の実践指導がブツダバドラによつておこなわれた。

また、ブツダヤシャスによつて『長阿含経』が訳出され、ダルマヤシャスによつて『舍利弗阿毘曇論』が訳出されて、小乗の経論が続々と伝訳されたが、他方では、大乗の新経二百余部が慧遠の弟子支法領などによつて中央アジアから将来された。さらに、クマーラジーヴァの名声を聞いて、道生や慧観らの英才が廬山や建康からやつて来て、仏典の翻訳活動に従事したので、当時の長安の仏教界は、空前の盛況を呈するにいたつた。

中国の仏教界では、仏教伝来以後、人びとは律蔵を完備することをこのほか熱望していた。その結果、西暦五世紀の前半のわずか二十年のあいだに四種の広律が伝訳された。ま

ず『十誦律』が訳出されて、つづいて『四分律』『摩訶僧祇律』『五分律』の順序で訳出された。これ以前には、中国には完全な律蔵は存在しなかつたのである。

このように、四種の広律が訳出されると、それらはそれぞれ独自の立場から研究されて、最初のうちは『十誦律』の研究がひじょうに盛んであつたが、しだいに『四分律』がこれにとつて代わつて、ついに四分律宗が成立するにいたつた。しかし、それは、『四分律』の訳がすぐれていて、『十誦律』の訳が劣つていたというわけではなかつた。事実、『四分律』の訳文は流麗であるが、それは『十誦律』の訳文に影響されたものであると考えられている。

ところで、『十誦律』は、いつたいどのような人物によつて訳出されたのであろうか。この『十誦律』の訳出に關係のあつた人物としては、ブンヤタラ、ダルマルチ、およびクマラージーヴァが伝えられている。

ブンヤタラ (Punyatara 弗若多羅) は、中国では功德華といひ、カシュミールの人であつた。かれは少くして出家し、戒節をもつて知られていた。かれはつぶさに三蔵に通じ、とくに『十誦律』に精通していた。後秦の弘始年間(三九一—四一五)に、かれは長安にやつて来て、秦主姚興によつて上賓の礼をもつて迎えられた。クマラージーヴァもまたかれの戒範を認めて、かれを厚く尊敬したという。

『十誦律』の訳出(佐藤)

これよりさきに、經法はすでに中国に伝わつていたけれども、律蔵はまだ完全なたちで伝えられていなかつた。それゆえに、人びとは、ブンヤタラがその律蔵に詳しいことを聞いて、かれを思慕していた。かれは、弘始六年(四〇四)十月十七日に招請されて、長安の中寺において義学の僧数百余人を集めて、『十誦律』のサンスクリット原典を誦出し、それをクマラージーヴァが中国語に翻訳した。しかしながら、ブンヤタラはその誦出の三分の二を終えたときに病気で亡くなつた。当時の人びとは、この翻訳が完成しなかつたことをひじょうに嘆き悲しんだという。

ダルマルチ (Dharmaruci 曇摩流支) は、中国では法樂といひ、中央アジアの人であつた。かれは家を棄てて入道し、ひとえに律蔵をもつて名を馳せていた。かれは、ブンヤタラが『十誦律』の三分の二を誦出して亡くなつたその翌年の弘始七年(四〇五)の秋に長安にやつて来た。このときに、廬山の慧遠は、かれが律蔵に精通していることを聞いて、書簡を送つて、かれに中国に欠けている戒律を完備するように要請した。かれは、慧遠の書簡と姚興の要請によつて、クマラージーヴァとともに『十誦律』の翻訳を完成した。

しかしながら、その後、クマラージーヴァがその翻訳文を詳細に検討してみると、その文章はなお煩雑であることが分かつて、そのことをひどく嘆いたという。

また、『十誦律』の研究者であり、その伝訳に關係のあつた人物としては、ヴィマラークシヤが伝えられている。

ヴィマラークシヤ (Vimalakṣa 卑摩羅叉) は、中国では無垢眼といい、カシュミールの人であつた。かれは沈靖にして志力があり、出家して道を履み、苦節して務をなした。かれがクチャ (Kucha 龜茲) において律藏を弘めていたときに、四方の学者が集まつてきて、かれを師とした。クマールジーヴァもまた、このときにかれの教えを受けたという。

のちに、クチャが戦いに破れて滅びると、ヴィマラークシヤはその土地を離れた。しばらくして、かれは、クマールジーヴァが長安において大いに経藏を弘めていることを聞いて、かれ自身は律藏を弘めようとして、後秦の弘始八年(四〇六)に長安に行き、クマールジーヴァから師の礼をもつて迎えられた。

クマールジーヴァがブンヤタラやダルマルチとともに訳出した『十誦律』は、五十八巻であつたが、ヴィマラークシヤは、のちに、それを寿春(安徽省寿县)の石澗寺に持つて行つて、そこでその改訂をおこなつて六十一巻とした。

『十誦律』は、いうまでもなく小乗仏教の説一切有部の広律であるが、この時代にそれが中国においてどうして訳出されたのであろうか。その訳出の理由についてはいろいろ考えられるが、まず、その第一の理由としては、当時の中国の仏

教界においては律藏を完備することが熱烈に要望されていたということである。その第二の理由としては、このころようやく、中国の律藏を整えるために、律藏の研究の盛んであつた地域から仏教僧を招くことができるようになったということである。

当時の仏教文化圏において、仏教、ことに律藏の研究が最も盛んにおこなわれていたところはどこであつたかといえ、それは西北インドのカシュミール地方であつた。カシュミール地方に仏教が伝えられたのは、マウリヤ王朝の第三代のアショーカ王の時代(前二六八—二三三)であつたと考えられている。それ以来、この地方においては、仏教、ことに小乗仏教のうちで最も有力な学派である説一切有部 (Sārvastivādin) が繁榮するにいたつた。

カシュミール地方において大きな勢力をもつていた有部教団は、サカ族やクシャーナ族のような西方出身の非インド人によつて支持されていたということが、説一切有部の碑銘によつて明らかにされている。それらの碑銘のなかには、西暦紀元前後にマトウラーからタキシラ地方まで支配していたサカ族の王ラジュヴラの王妃や、クシャーナ帝国の第三代の英主カニシカ王のような著名な人物が含まれており、とくにカニシカ王は有部教団の飛躍的な発展のうえに大きな力を与えたと考えられている。

サカ族やクシヤーナ族の有部教団に対する支持は、支配階層の一时的な気まぐれではなくて、西暦紀元前後から西暦二〇〇年ごろまでのかなり長期間にわたつて続いていたことが碑銘によつて確かめられている。また、カニシカ王の名を伝えている文献がすべて有部関係のものであることは、王と有部教団との結びつきを考えるうえにおいてとくに重要視されなければならぬといわれている。『十誦律』は、このような状況のもとで、多くの仏教僧たちによつて研究され講説され実践されたのである。

以上に述べたように、西暦五世紀以前には中国には完全なかたちの律蔵は存在しなかつた。しかし、当時の中国の仏教界においては、律蔵を完備することが熱烈に要望されていた。そうして、そのころようやく、中国の律蔵を整えるために、律蔵の研究の盛んであつた地域から仏教僧を容易に中国に招くことができるようになった。

中国では、このような状況のもとで、『十誦律』の訳出を契機として、西暦五世紀の前半のわずか二十年のあいだに四種の広律が伝訳された。その後、これらの広律はそれぞれの立場から研究されて、最初のうちは『十誦律』の研究がひじょうに盛んであつたが、そのうちに『四分律』がこれにとつて代わつた。それは、『十誦律』の訳が劣つていて、『四分律』の訳がすぐれていたというわけではなかつた。

『十誦律』の訳出(佐藤)

いずれにしても、中国における『十誦律』の訳出に関して注目すべきことは、それが主としてカシユミール出身の仏教僧によつておこなわれたということである。

当時の仏教文化圏において、仏教の研究が最も盛んにおこなわれていたのは、カシユミールにおいてであつた。『十誦律』の研究とその実践もまた、他の広律とともにその地域において最も盛んにおこなわれていた。それは、当時、多くの仏教僧がカシユミールから中国にやつて来て、仏教界の要請に答えて、『十誦律』などの律蔵を含めて、諸種の仏典の訳出に積極的に活躍したということによつても明らかである。このようにして、『十誦律』は中国において訳出されたが、その訳出を可能にしたのは、とりもなおさず、これよりさらに、カシユミールにおいてすでに律蔵が完備していて、仏教が隆盛をきわめていたという事実があつたからである。事実、カシユミールの仏教は、当時の中国の仏教のある部分に顕著に投影されて、中国仏教の発展に大きな影響を及ぼしたのである。

このような意味において、中国における『十誦律』の訳出は、これが単なる一律典の訳出にとどまるものではなくて、そのこと自体が律典訳出史上において大きな歴史的意義をもつものであることを十分に認識しておかなければならない。

(註は省略)

(仏教大学助教授)